

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第17号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別記1及び別記2に掲げる部分については開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年4月12日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

東部厚生環境事務所において、「東北・関東地方等の12都県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）から排出される産業廃棄物」の広島県内への搬入処理の事前協議（以下「12都県産廃搬入の事前協議」という。）に関して作成・保管している、次の行政文書

ア 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの間において、「12都県産廃搬入の事前協議」に関して事業者から寄せられた相談、問合せ、要望等を記録した聴取書・メモ等の全ての行政文書

イ 令和4年10月1日から令和4年11月20日までの間において、産業廃棄物対策課の職員（課長、参事、及び適正処理グループの全職員）との間で行われた協議、情報交換、意見交換などに係る全ての記録文書（聴取書、電子メール、チャットを含む全ての記録・保管文書の本文及び添付資料など各一式）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり文書を特定し、条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年5月30日付けで、審査請求人に通知した。

(1) R041013 聞取書（産廃課情報提供）（以下「本件対象文書1」という。）

- (2) R041014 聞取書（県外産廃事前協議書について）（以下「本件対象文書 2」という。）
- (3) R041017 聞取書（県外産廃事前協議書について）（以下「本件対象文書 3」という。）
- (4) R041021 聞取書（県外産廃の県内搬入事前協議書について）（以下「本件対象文書 4」という。）
- (5) R041102 産廃課意見（以下「本件対象文書 5」という。）
- (6) R041104 聞取書（県外産廃搬入の県内搬入事前協議に添付する放射性物質の検査結果の添付について）（以下「本件対象文書 6」という。）
- (7) R041104 聞取書（県外産廃搬入の県内搬入事前協議に添付する放射性物質の検査結果の添付について） 2（以下「本件対象文書 7」という。）
- (8) R041104 聞取書（県外産廃搬入の県内搬入事前協議に添付する放射性物質の検査結果の添付について②）（以下「本件対象文書 8」という。）
- (9) R041107 聞取書（県外産廃搬入事前協議に添付する放射性物質の検査の件）（以下「本件対象文書 9」という。）
- (10) R041107 聞取書（県外産廃搬入の県内搬入事前協議に添付する放射性物質の検査結果の添付について③）（以下「本件対象文書 10」という。）
- (11) R041107 聞取書（県外産廃事前協議について）（以下「本件対象文書 11」という。）
- (12) R041107 聞取書（県外産廃搬入の県内搬入事前協議に添付する放射性物質の検査結果の添付について④）（以下「本件対象文書 12」といい、本件対象文書 1 から本件対象文書 12 までを総称して「本件対象文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 8 月 2 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の「不開示部分」に係る不開示の処分及びその理由が妥当であるかを検証の上、この処分を取り消して当該行政文書を全面的に再開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の理由について

不開示の理由として条例第 10 条の各号に該当する旨が示されているが、不開示部分(黒塗り部分)は判読不能であることから、その記載内容が不開示を相当とする条例第 10 条各号に該当するものであるか否かについて、当方において判定することはできない。

県の担当職員が自らの保身をを図ることを目的として、自分たちに都合の悪い部分を意図的に隠蔽していることも大いに考えられる。

この点を踏まえながら、改めて不開示部分の内容を再検証していただき、本件対象文書を全面的に開示するよう求める。

(2) 条例第 10 条第 2 号に係る不開示部分について

氏名などの個人情報が開示であることは是認できるものの、その不開示の範囲は必要最小限の部分に限定されるべきである。

審査基準の「第 3」の「1」の「() (原文ママ)」「(5)」及び「(6)」に照らし、不開示範囲の妥当性を検証した上で条例第 11 条第 1 項の規定(部分開示)の適用を求める。

(3) 条例第 10 条第 3 号に係る不開示部分について

不開示とすべき「事業活動情報」に該当するかについては、審査基準の「第 3」の「3」の「(5)」及び「(6)」に照らして合理的に判定されるべきものであるが、開示資料における不開示部分は不当に広範囲なものであり、知事の判断は相当性を欠いている。

よって、当該不開示部分については、条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、事業者名、その他の特定の個人・事業者を識別することができる記述等の部分を除き、それ以外の箇所は部分開示すべきである。

(4) 条例第 10 条第 6 号に係る不開示部分について

処分庁は、「産業廃棄物の適正処理等に係る検査、指導業務においては、相手方からの聞取による情報収集や事実の把握が極めて重要」であり、相手方からの聴取内容を「公にした場合、相手方から今後検査、指導等の際に必要な応答が得られなくなり、適正な指導が行えないなどの行政執行上の支障が生じるおそれがある」ため、不開示であるとする。

しかし、「産業廃棄物の適正処理等に係る検査、指導業務」は、法令等に基づき公正かつ適正に行われるはずのものであり、事業者の任意に基づく「自発的協力」のもとで業務が執行されるよう予定されたものではない。

また、こうした業務が地域環境の保全、地元居住者や流域住民の健康にも影響するものであることを考慮すれば、むしろ、その検査・指導の内容は公明正大に県民に公開されるべきと言える。

処分庁の弁明内容は公益的観点から説得力に乏しく、審査基準の「第3」の「6」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らせば明らかに妥当性を欠いている。何より、文書の大部分を黒塗り（不開示）としているのは明らかに不当な決定処分である。

本件開示請求の対象文書の開示は、県の保有する情報の公開を推進し、行政運営の透明性を確保する上で重要なものであり、不開示部分は必要最小限とする必要がある。

こうした検査・指導等の内容が行政当局の都合で秘匿され、検証できないこととなれば、行政情報公開制度の趣旨を棄損し、県政の透明性や信頼性を大きく損なうこととなり、公益上の観点から容認し得ないものである。

以上のとおり、本件開示文書の不開示処分には合理性が認められず、審査基準の「第3」の「6」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らせば、当該不開示処分は妥当性を欠いた不当な処分である。

(5) その他

審査請求人は、令和4年当時の県（東部厚生環境事務所及び環境県民局産業廃棄物対策課）の対応が「地元住民の生命・身体の安全を脅かしかねないものであった」との懸念を抱き、本件開示請求（及び審査請求）を行っている。

情報開示による公益とその反面としての損失（支障）の度合いを比較考量することも判定要素の一つであろうと思考する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

審査請求人から、令和6年4月12日付けで本件請求があったことについて、本件対象文書を特定し、条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当する情報を不開示として、本件処分を行った。

2 条例第 10 条各号に該当するとした理由について

条例第 10 条第 2 号において、個人のプライバシーを保護するために個人に関する情報や特定の個人が識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることとなっており、相手方氏名などの個人情報是不開示とした。

法人名称などについては、条例第 10 条第 3 号に規定する事業活動情報に該当するものとして、これを不開示とした上で、部分開示決定を行った。

条例第 10 条第 3 号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示となる。取引先を含む名称や事業活動に係る考え方などの当該法人等又は当該個人の取引状況等の営業に関する情報は競争上の不利益を与えるおそれ、行政機関と当該法人等又は当該個人との対応状況等に係る記録であって行政機関からの指導内容若しくは指導を受けている事実が分かる情報は当該法人等又は当該個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるとして不開示とした。

条例第 10 条第 6 号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは不開示となる。当所の産業廃棄物の適正処理等に係る検査、指導業務においては、相手方からの聞取による情報収集や事実の把握が極めて重要となるが、これらはその聞取内容を公にする前提で行われるものではない。このような中、聞取書における相手方の発言、応答の内容（職員の発言であって相手側の発言内容を類推できるものを含む。）について、公にした場合、相手方から今後検査、指導等の際に必要な応答が得られなくなり、適正な指導が行えないなどの行政執行上の支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

また、相手方の発言、応答内容以外の箇所については、当該案件に係る内部検討段階の対応方針やこれに係る応答が含まれるものであり、公にすることにより個人や法人等に県の対応方針について誤解を与え又は混乱を生じ、関係事務手続の適正遂行と県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の阻害を招くおそれがあるため不開示とした。

以上のとおり、本件処分は本件行政文書の記載内容について、条例に基づき開示・不開示の検討を行い、条例第 10 条各号に該当する情報は不開示とする決定を行ったものであり、妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、東部厚生環境事務所において、「東北・関東地方等の 12 都県から排出される産業廃棄物」の広島県内への搬入処理の事前協議に関して作成・保管している、令和 4 年 8 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間において、事業者から寄せられた相談、問合せ、要望等を記録した聴取書・メモ等の全ての行政文書及び令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 11 月 20 日までの間において、産業廃棄物対策課の職員との間で行われた協議、情報交換、意見交換などに係る全ての記録文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書等において、本件対象文書の特定について主張を行っておらず、本件対象文書の不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第 10 条第 2 号該当性

実施機関は、別表 1 に掲げる部分（以下「本件不開示部分 1」という。）には、相手方の氏名などが記載されていることから、公にすることにより、特定の個人が識別されるものとして、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において本件不開示部分 1 を見分したところ、聞取書（聴取票及び聞取票を含む。以下同じ。）に記載されている電話応対や来所応対（以下「電話応対等」という。）の相手方の氏及び電話番号が記載されていた。

これらの情報は、個人に関する情報であると認められるため、当該不開示部分は、条例第 10 条第 2 号本文の不開示情報に該当する。

したがって、本件不開示部分 1 を、条例第 10 条第 2 号に該当し、当該不開示部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第 10 条第 3 号該当性

ア 聞取書相手方欄等の事業者名について

実施機関は、別表 2 に掲げる部分（以下「本件不開示部分 2」という。）には、法人名称などが記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において本件不開示部分 2 を見分したところ、実施機関が説明するとおり、聞取書に記載されている電話応対等の相手方の事業者名が記載されていた。

また、審査会において実施機関に確認したところ、請求内容が事業者の事業に係る計画である、事業活動を行おうとしている範囲が分かる情報であるため、特定の事業者について、当該事業者が公表していない事業計画が明らかになり、競争上の不利益を与えるおそれがあるとのことであった。

これらの情報は、当該電話応対等の相手方事業者の名称であって、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、本件不開示部分 2 は条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当し、当該不開示部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 特定の個人が記載されている箇所を含む部分

実施機関は、別表 3 に掲げる部分（以下「本件不開示部分 3」という。）には、取引先を含む名称や事業活動に係る考え方などの特定の事業者又は特定の個人の取引状況等の営業に関する情報が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示部分 3 は他文書との流れから特定の事業者が特定の個人との繋がりをもって事業運営に必要な調整を行っているものと類推させるものであり、営業に関する情報と同様に、公にすることにより当該事業者の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれがあるとのことであった。

また、審査会において本件不開示部分 3 を見分したところ、聞取書における相手方及び実施機関の職員の発言内容であって特定の事業者と特定の個人の活動内容が読み取れる内容が記載されていた。

これらの情報は、特定の事業者及び当該事業者とともに特定の個人が行った具体的な活動内容であって、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、本件不開示部分 3 は条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当し、当該不開示部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 実施機関と特定の事業者との具体的な協議内容及び当該事業者に関する公表されていない情報が記載されている部分

(7) 本件対象文書 1 について

実施機関は、本件対象文書 1 の 1 枚目本文 1 行目 10 文字目から 34 文字目まで、1 枚目本文 3 行目以降全て、2 枚目及び 3 枚目には、実施機関と特定の事業者との対応状況等に係る記録であって実施機関と当該事業者との間でなされた具体的な協議内容及び当該法人に係る公表されていない事実が分かる情報が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるとして、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、当該不開示部分は実施機関と特定の事業者との間でなされた具体的な協議内容であり、当該内容が公になることにより当該事業者の競争上の地位への支障が生じるおそれがあるとのことであった。

また、審査会において本件対象文書 1 を見分したところ、産業廃棄物対策課の職員（以下「産廃課職員」という。）と特定の事業者との質疑応答の内容であって、当該事業者の主張や問合せ及びそれに対する産廃課職員の回答等が記載されていた。

本件対象文書 1 の 3 枚目 13 行目から 16 行目までについては、聞取書の相手方である特定の事業者に関する内容が記載されており、聞取書を作成した産廃課職員の推測も含まれる内容であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位への支障が生じるおそれがあることと認められることから、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当するとして、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかしながら、別記 1 に掲げる部分については、聞取書の件名に記載されている内容とは関連性の低い、定型的な項目とそれに係る内容が記載されており、実施機関と当該事業者との間でなされた具体的な

協議内容及び当該法人に係る公表されていない事実が分かる情報であるとは認められない。

よって、本件対象文書1のうち、別記1に掲げる部分について、実施機関が条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして、これを不開示としたことは妥当ではない。

その余の部分については、後述のとおり、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められるため、同条第3号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 上記(ア)以外の部分について

実施機関は、別表4に掲げる部分（以下「本件不開示部分4」という。）には、実施機関と当該事業者との対応状況等に係る記録であって実施機関と当該事業者との間でなされた具体的な協議内容及び当該事業者に係る公表されていない事実が分かる情報が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるとして、条例第10条第3号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示部分4は実施機関と当該事業者との間でなされた具体的な協議内容であり、当該内容を公にすることにより当該法人の競争上の地位への支障が生じるおそれがあるとのことであった。

また、審査会において本件不開示部分4を見分したところ、担当部署の職員と特定の事業者及び産廃課職員との協議内容であって当該事業者に関する公にされていない内容及び事実が読み取れる内容が記載されていた。

これらの情報は、実施機関と特定の事業者の間で行われた公にされていない事実及び具体的な協議内容が分かるものであることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、本件不開示部分4は条例第10条第3号の不開示情報に該当し、当該不開示部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第10条第6号該当性

ア 聞取書における相手方の発言・応答の内容（職員の発言であって相手側の発言内容を類推できるものを含む。）（以下「相手方の発言・応答の内容等」という。）が記載されている部分

実施機関は、産業廃棄物の適正処理等に係る検査、指導業務においては、相手方となる事業者からの聞取りによる情報収集や事実の把握が極めて重要となるが、これらはその聞取内容を公にする前提で行われるものではないものであり、別表5に掲げる部分（以下「本件不開示部分5」という。）には、相手方の発言・応答の内容等が記載されており、公にした場合、相手方となる事業者から今後検査、指導等の際に必要な応答が得られなくなり、適正な指導が行えないなどの行政執行上の支障が生じるおそれがあるとして、条例第10条第6号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、相手方の発言・応答の内容等を公開すると、今後相手方となる事業者が発言・応答の内容等を公開されることをおそれ、発言しなくなる可能性があり、必要な情報が不足しているため適正な指導が行えないという事務の遂行の支障、相手方との応答について聞取りで済む内容も文書の発行を通して行うことによる当該事務の増加、文書の発行及びその回答期間の設定に伴う対応の遅れ及び事務増加に伴うその他業務への圧迫が考えられるとのことであった。

また、審査会において本件不開示部分5を見分したところ、実施機関の説明するところ、おおむね聞取書における相手方の発言・応答の内容等が記載されていた。産業廃棄物の適正処理等に係る検査、指導業務に関して聞取書の相手方である特定の事業者と行ったやり取りが記載されており、当該事業者の具体的な事業内容が分かるものであって、当該事業者の発言・応答内容は公にされることを想定していないことが読み取れる内容であった。これらのことから、本件不開示部分5について、公にすることにより、相手方となる事業者から今後検査、指導等の際に必要な応答が得られなくなり、適正な指導が行えないなどの行政執行上の支障が生じるとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

しかしながら、別記1に掲げる部分については、聞取書の件名に記載されている協議内容とは関連性の低い、定型的な項目とそれに係る内容が記載されている。これらは相手方の発言・応答の内容ではなく、また、これらを開示しても、聞取書の相手方である特定の事業者の発言を類推することができるとは認められないため、実施機関がこれを条例第10条

第 6 号の不開示情報に該当するとして、別記 1 に掲げる部分を不開示としたことは妥当ではない。

なお、前述のとおり、別記 1 に掲げる部分については条例第 10 条第 3 号の不開示情報にも該当しない。

よって、本件不開示部分 5 のうち、別記 1 に掲げる部分については開示すべきである。

また、本件対象文書 1 の 3 枚目 13 行目から 16 行目までについては、聞取書を作成した産廃課職員が推測した内容が記載されており、相手方の発言・応答の内容等ではないことから、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当ではないが、前述のとおり、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当すると認められるため、実施機関がこれを不開示としたこと自体は妥当である。

その余の部分については、相手方の発言・応答の内容等であると認められるため、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 内部検討段階の対応方針やこれに係る応答が記載されている部分

実施機関は、別表 6 に掲げる部分（以下「本件不開示部分 6」という。）には、当該案件に係る内部検討段階の対応方針やこれに係る応答が記載されており、公にすることにより個人や法人等に県の対応方針について誤解を与え又は混乱を生じ、関係事務手続の適正遂行と県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の阻害を招くおそれがあるとして、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当する旨を説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示部分 6 は、内部検討段階の対応方針であり、後日変更となった内容も含まれる検討段階にある情報であるため、公にすることにより個人や法人等に県の対応方針についての誤解を与え、間違った理解による当該事務手続の増加、実施機関による内容の補正指示という事務の増加、相手側において補正指示を受けたという混乱が生じるおそれがあるとのことであった。

また、審査会において本件不開示部分 6 を見分したところ、事業者等からの要望等を受けて対応方針について検討していることが読み取れる内容が記載されていた。これらのことから、本件不開示部分 6 は当該案件に係る内部検討段階の対応方針やこれに係る応答が記載されているとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、内部検討段階の対応方針を公開することにより、個人や法人等に県の対応方針に

ついて誤解を与え又は混乱を生じ、関係事務手続の適正遂行と県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の阻害を招くおそれがあるとの実施機関の主張は否定しがたい。

しかしながら、別記2に掲げる部分については、当該文書に係る項目名が記載されている。これらを開示しても、実施機関の内部検討段階の対応方針やこれに係る応答が明らかになるとは認められないため、実施機関がこれを条例第10条第6号に該当するとして不開示としたことは妥当ではない。

よって、本件不開示部分6のうち、別記2に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については、実施機関が条例第10条第6号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(4) 裁量的開示等について

審査請求人は、反論書及び意見書において、「情報開示による公益とその反面としての損失（支障）の度合いを比較考量」するべきと主張している。

条例第10条第3号ただし書では、法人等の事業活動から、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録された行政文書は開示することができることが定められており、これは、法人等の事業活動により、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要と認められる情報が記録されている行政文書は開示しなければならないとする趣旨である。

審査会において実施機関に確認したところ、条例第10条第3号ただし書については、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）において、該当する具体例として、食中毒発生施設及び事件が記録された文書、薬品の性質・副作用が記録された文書、公害行政処分通知書等、計量器立入検査結果、宅地建物取引業者行政処分通知書、と記載されており、本件対象文書は、法令に根拠規定がない県が独自に定めた要綱の運用に係る聞取書や意見が記載された書類であり、公害関係法令に係る行政処分と同等の効力はない文書であることから、公害行政処分通知書等に含まれず、例示された情報と同等以上に公にする必要性があるものとは想定されないとのことであった。

本件対象文書は、県外からの産業廃棄物の搬入に関して、県において当該業務の対応方針について検討しているやり取りや県と事業者が当該業務を遂行するにあたって必要なやり取りが記録された文書である。本件不開示部分のうち、条例第 10 条第 3 号によって不開示とされている部分について、本件対象文書の種類・性質からみて、法人等の事業活動により、現に生じているか、又は将来生じることが予測される人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要と認められる情報が記録されているとは認められないことから、条例第 10 条第 3 号で不開示とされた部分のうち、同ただし書に該当する部分はないとする実施機関の判断は妥当である。

また、条例第 12 条では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定されており、これは条例第 10 条により不開示とされている情報であっても、個々の事例における事情によっては、開示することの利益が不開示とすることによる利益に優越すると認められるほどの公益性があるときは、実施機関の判断により開示することができることを定めたものである。「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第 10 条第 3 号ただし書の規定などによる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合のことをいうとされている。

審査会において実施機関に確認したところ、解釈運用基準を踏まえ、本件対象文書における不開示部分の内容のうち、事業者の名称や事業活動内容が分かる情報等について、開示することの利益が不開示とすることの利益に優越すると認められるほどの公益性があるとは認められないとのことであった。

条例第 12 条による開示は、実施機関による高度な行政判断により裁量的に行われるものであるところ、本件処分時において、本件対象文書の開示部分を開示しなければならないほどの明らかな事情は認められず、実施機関が同条による開示の判断をしなかったことに、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別表1 実施機関の主張する不開示部分

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書1	1枚目相手方欄	氏名の1文字目から3文字目及び7文字目から19文字目まで
本件対象文書2	相手方欄	8文字目及び9文字目まで
本件対象文書3	相手方欄	8文字目から22文字目まで
本件対象文書4	1枚目相手方欄	9文字目から15文字目まで
本件対象文書6	相手方欄	9文字目から12文字目まで
本件対象文書8	相手方欄	9文字目から12文字目まで
本件対象文書9	方法欄	2行目
	相手方欄	9文字目から12文字目まで
本件対象文書10	相手方欄	9文字目から12文字目まで
本件対象文書11	相手方欄	8文字目から24文字目まで

別表2 実施機関の主張する不開示部分

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書1	1枚目	上部表外の19文字目から21文字目まで
本件対象文書2	相手方欄	1文字目から7文字目まで
本件対象文書3	相手方欄	1文字目から7文字目まで
本件対象文書4	1枚目相手方欄	2文字目から8文字目まで
本件対象文書6	相手方欄	2文字目から8文字目まで
本件対象文書8	相手方欄	2文字目から8文字目まで
本件対象文書9	相手方欄	2文字目から8文字目まで
本件対象文書10	相手方欄	2文字目から8文字目まで
本件対象文書11	相手方欄	1文字目から7文字目まで

別表 3 実施機関の主張する不開示部分

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書 7	本文	2 行目 2 文字目から 3 行目まで
本件対象文書 12	1 枚目本文	2 行目 2 文字目から 5 行目まで
		14 行目 38 文字目から 15 行目まで
		17 行目 2 文字目から 26 文字目まで

別表 4 実施機関の主張する不開示部分

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書 2	本文	4 行目 2 文字目から 21 文字目まで
		6 行目 2 文字目から 32 文字目まで
本件対象文書 3	本文	1 行目 2 文字目から 3 行目まで
本件対象文書 6	本文	9 行目 2 文字目から 32 文字目まで
本件対象文書 8	本文	2 行目 2 文字目から 3 行目まで
		5 行目 8 文字目から 8 行目まで
本件対象文書 9	本文	9 行目 35 文字目から 10 行目まで
本件対象文書 10	本文	4 行目 2 文字目から 6 行目まで
本件対象文書 11	本文	2 行目 2 文字目から 3 行目まで

別表5 実施機関の主張する不開示部分

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書1	1枚目本文	1行目 10文字目から 34文字目まで
		3行目以降全て
	2枚目	
	3枚目	
本件対象文書2	本文	1行目 2文字目から 34文字目まで
		3行目 2文字目から 15文字目まで
		5行目 2文字目から 33文字目まで
		7行目
本件対象文書3	本文	4行目 2文字目から 5行目まで
		7行目
本件対象文書4	1枚目本文	3行目 2文字目から 29文字目まで
		6行目 2文字目から 8行目まで
		11行目 2文字目から 12文字目まで
		13行目 2文字目から 32文字目まで
		15行目 2文字目から 16行目まで
		18行目 2文字目から 19行目まで
本件対象文書6	本文	2行目 2文字目から 6行目まで
		8行目 2文字目から 33文字目まで
		10行目 2文字目から 11文字目まで
本件対象文書8	本文	9行目 2文字目から 11行目まで
本件対象文書9	本文	2行目 2文字目から 8行目まで
		9行目 2文字目から 18文字目まで
		11行目 2文字目から 12行目まで
本件対象文書10	本文	2行目 2文字目から 3行目まで
		7行目 2文字目から 12行目まで

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書 11	本文	1 行目 2 文字目から 41 文字目まで
		4 行目 2 文字目から 7 行目まで
		9 行目 2 文字目から 11 行目まで
		12 行目 2 文字目から 21 文字目まで
		14 行目 2 文字目から 11 文字目まで
		16 行目 2 文字目から 17 行目まで

別表 6 実施機関の主張する不開示部分

対象文書	実施機関の主張する不開示部分	
本件対象文書 4	2 枚目	
本件対象文書 5	1 枚目	
本件対象文書 7	本文	4 行目から 6 行目まで
		7 行目 7 文字目から 9 行目まで
本件対象文書 8	本文	14 行目から 16 行目まで
本件対象文書 12	1 枚目本文	8 行目 2 文字目から 9 行目 29 文字目まで
		11 行目 2 文字目から 13 行目まで

別記 1 審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	開示が妥当であると判断する部分	
本件対象文書 1 (R041013 聞取書(産廃課情報提供))	1 枚目本文	3 行目、6 行目、7 行目、10 行目
	3 枚目	6 行目、7 行目、17 行目

別記 2 審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	開示が妥当であると判断する部分	
本件対象文書 4 (R041021 聞取書 (県外産廃の県内搬入事前協議書について))	2 枚目	1 行目、2 行目、16 行目、25 行目
本件対象文書 5 (R041102 産廃課意見)	1 枚目本文	1 行目、2 行目、16 行目、25 行目

※ 本件対象文書 5 において、手書きで加筆・修正された部分は、当該行に含む。

別記3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月13日	・ 諮問を受けた。
令和7年10月29日 (令和7年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年11月26日 (令和7年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年12月24日 (令和7年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年1月28日 (令和7年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

伊 藤 寛 之 (部 会 長)	弁 護 士
辛 嶋 了 憲	広島大学大学院助教
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授